

香芝市上下水道事業告示第9号

公共下水道の供用開始を取消すので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和4年9月5日から9月19日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和4年9月5日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始を取消す年月日

令和4年9月20日

2 公共下水道の供用開始を取消す区域

磯壁六丁目地区の一部

3 供用開始を取消す排水施設の位置

(1) 磯壁六丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	磯壁六丁目452番地1	磯壁六丁目467番地1

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター